第

3 2 5 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 4月 19日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 損金経理と損金の額に算入するの違い

Q:法人税では、損金経理という言葉と損金の額に算入するという言葉が出てきますが、どう違うのですか?

A:次のように違います。

【解説】

「損金経理」は、法人税法において、「法 人がその確定した決算において費用又は損失 として経理すること」と規定しています。

法人税は、確定決算主義を採っていますので、株主総会等の承認を受けた確定決算に基づいて所得金額や法人税額を計算することになるのですが、この確定決算において費用又は損失として処理をすることが損金経理を中には、減価償却や引当金、準備金の繰入れ、圧縮記帳など、損金経理を条件に損金の額に算入されるものがあり、損金経理(会社が費用又は損失として認識をする意思表示をすること)をすることによって損金算入額が決定することとなっています。

つまり、損金経理した金額だけが損金の額 に算入され、損金経理をしなかった金額は、 たとえ損金算入限度額に余りがあっても損金 の額に算入することが認められないものもあ るということです。

これに対して、「損金の額に算入する」というのは、法人の所得金額から減額することをいいますので、損金経理したもののほか、確定決算において損金経理していなかったもので申告調整によって所得金額から減額したものも含まれることなります。







